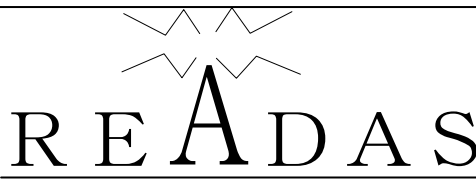


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5248 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月17日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ みなし相続財産にならない死亡保険金

Q：死亡保険金はみなし相続財産になると理解していましたが、そうでない保険金もあると聞きました。どのような保険金ですか？

A：生命保険会社や外国生命保険会社、少額短期保険会社に該当しない法人等と締結した保険に基づく保険金や給付金はその対象になります。

【解説】

相続税では、被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金（共済金を含む）又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る）を取得した場合には、その保険金受取人（共済金受取人を含む）について、その保険金のうち被相続人が負担した保険料（共済掛金を含む）の金額のその契約に係る保険料で被相続人の死亡時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分は、保険金受取人が相続又は遺贈によって取得したものとみなす（みなし相続財産）こととしており、その対象となる生命保険契約及び損害保険契約の範囲を、相続税法施行令に規定しています。

したがって、ここに掲げられていない契約に基づいて受取る保険金や給付金は、みなし相続財産には該当せず、相続税の課税対象とはならないこととなりますが、この場合には、受取人につき一時所得として課税関係が生ずることとなります。

